

(仮称)キヤノン柳町プロジェクトに係る条例環境影響評価審査書の公告について  
(お知らせ)

標記指定開発行為について、川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第25条の規定に基づき条例環境影響評価審査書を公告いたしましたのでお知らせいたします。

1 指定開発行為者

東京都大田区下丸子三丁目30番2号  
キヤノン株式会社  
代表取締役社長 御手洗 富士夫

2 指定開発行為の名称及び所在地

(仮称)キヤノン柳町プロジェクト  
川崎市幸区柳町70番1

3 条例環境影響評価審査書公告年月日

平成17年9月8日(木)

4 問い合わせ先

(仮称)キヤノン柳町プロジェクト準備室  
神奈川県川崎市幸区堀川町72  
電話 044-542-7088

(環境局環境評価室 担当)

電話 044-200-2156

## (仮称)キヤノン柳町プロジェクトに係る条例環境影響評価審査書(概要)

平成17年9月

川崎市

はじめに

(仮称)キヤノン柳町プロジェクト(以下「指定開発行為」という。 )は、キヤノン株式会社(以下「指定開発行為者」という。 )が、幸区柳町70番1の工場跡地、約11.5 の区域において、トナーカートリッジ、インクカートリッジ等の生産設備や金型を製造する生産開発棟、ソフトウェアの開発を行う研究開発棟等を建設するものである。

生産開発棟の主要施設としては、自動組立ラインの組立・運転確認を行う生産装置組立エリア、生産装置に使用する金型の製造を行う金型生産エリア及び金型の精密測定を行うクリーンルームエリア等があり、切削加工機、三次元測定器等の設備を設置するものである。

また、研究開発棟の主要施設としては、ソフトウェアの開発を行う実験室エリア、ソフトウェアの機能・性能の評価を行う評価室エリア及びソフトウェアの稼働状況の確認を行う環境試験室エリアがある。

指定開発行為者は、川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号。以下「条例」という。 )に基づき、平成17年1月25日に当該指定開発行為に係る指定開発行為実施届及び条例環境影響評価方法書(以下「条例方法書」という。 )を提出した。その後、条例に基づく手続きを経て、条例方法審査書に基づき、指定開発行為が環境に及ぼす影響を調査、予測及び評価を行い、平成17年5月30日に条例環境影響評価準備書(以下「条例準備書」という。 )を提出した。

川崎市は、これを受けて公告・縦覧したが、市民等から意見書の提出はなかった。

これらの結果をもって、川崎市環境影響評価審議会(以下「審議会」という。 )に条例準備書の審査について諮問し、平成17年9月1日に答申を得た。

川崎市では、この答申を踏まえ、本審査書を作成したものである。

## 1 指定開発行為の概要

### (1) 指定開発行為者

名 称：キヤノン株式会社

代表者：代表取締役社長 御手洗 富士夫

住 所：東京都大田区下丸子三丁目 30 番 2 号

### (2) 指定開発行為の名称及び種類

名 称：(仮称)キヤノン柳町プロジェクト

種 類：高層建築物の新設（第 2 種行為）

工場又は事業所の新設（第 1 種行為）

研究施設の新設（第 2 種行為）

大規模建築物の新設（第 1 種行為）

（川崎市環境影響評価に関する条例施行規則別表第 1 の 3 の項、5 の項、14 の項及び 15 の項に該当）

### (3) 指定開発行為を実施する区域

位 置：川崎市幸区柳町 70 番 1

区域面積：約 114,755 m<sup>2</sup>

用途地域：工業地域

### (4) 計画の概要

#### ア 目的

トナーカートリッジ、インクカートリッジ等の生産設備や金型を製造する生産開発棟、  
ソフトウェアの開発を行う研究開発棟等の建設

## イ 土地利用計画

土地利用区分	面積	構成比	備 考
建 築 物	生産・開発棟	約 35,700 m <sup>2</sup>	約 31% 1 期工事完了時：約 14,050 m <sup>2</sup>
	研究・開発棟	約 4,000 m <sup>2</sup>	約 4%
	管理棟	約 7,700 m <sup>2</sup>	約 7% 1 期工事完了時：約 2,500 m <sup>2</sup> 、 付属棟含む
	厚生棟	約 5,500 m <sup>2</sup>	約 5% 1 期工事完了時：約 2,500 m <sup>2</sup>
	動力棟	約 6,200 m <sup>2</sup>	約 5% 1 期工事完了時：約 1,800 m <sup>2</sup>
	小 計	約 59,100 m <sup>2</sup>	約 52%
緑 化 地	約 29,000 m <sup>2</sup>	約 25%	
駐車場、通路等	約 26,655 m <sup>2</sup>	約 23%	
合 計	約 114,755 m <sup>2</sup>	100%	

## ウ 建築計画の概要

項 目	建築面積	延べ面積	構 造	階 数	最高高さ	
建 築 物	生産・開発棟	約 35,700 m <sup>2</sup>	約 122,200 m <sup>2</sup>	鉄骨造	地上5階	約 30m
	研究・開発棟	約 4,000 m <sup>2</sup>	約 69,000 m <sup>2</sup>	鉄骨造	地下2階 地上18階	約 86m
	管理棟	約 7,700 m <sup>2</sup>	約 12,300 m <sup>2</sup>	鉄骨造	地下1階 地上4階	約 20m
	厚生棟	約 5,500 m <sup>2</sup>	約 8,900 m <sup>2</sup>	鉄骨造	地下1階 地上2階	約 15m
	動力棟	約 6,200 m <sup>2</sup>	約 17,100 m <sup>2</sup>	RC造	地下1階 地上3階	約 30m
	合 計	約 59,100 m <sup>2</sup>	約 229,500 m <sup>2</sup>	-	-	-
敷地面積	約 114,755 m <sup>2</sup>					
建ぺい率	51.50%					
容積率	199.99%					
緑被率	約 25.3%					

RC造：鉄筋コンクリート造

## エ 施設計画の概要

項目	計画の概要
生産・開発の内容	生産装置・金型の生産
生産・開発の主要施設	生産装置組立エリア、金型生産エリア、クリーンルームエリア等
研究・開発の内容	ソフトウェアの開発
研究・開発の主要施設	実験室エリア、評価室エリア、環境試験室エリア等
従業員数	約7,500人(1期工事完了時:約800人)
施設運用日数及び時間帯	年間運用日数:約240日、時間帯(原則):8:30~17:00
駐車場台数	約820台

## 2 審査結果及び内容

### (1) 全般的事項

本指定開発行為は、トナーカートリッジ、インクカートリッジ等の生産設備や金型を製造する生産開発棟、ソフトウェアの開発を行う研究開発棟等の建設事業であり、工事中における大気質、騒音、交通安全対策や供用時の安全対策等、近接する住宅等に対する生活環境上の配慮が求められることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置に加え、本審査結果の内容を確実に遵守すること。

また、工事着手前に周辺住民等に対する工事説明等を行い、環境影響に係る低減策、安全対策、関係住民の問合せ窓口等について、周知を図ること。

### (2) 個別事項

#### ア 大気質

建設機械の稼働に伴う長期将来濃度の最大値は、二酸化窒素(日平均値の年間98%値)が1期工事時で0.056ppm、2期工事時で0.057ppm、浮遊粒子状物質(日平均値の2%除外値)が1期工事時及び2期工事時ともに0.083mg/m<sup>3</sup>で、いずれも環境基準(二酸化窒素:0.04~0.06ppmのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質:0.10mg/m<sup>3</sup>以下)を満足すると予測している。また、短期将来濃度(1時間値)の最大値は、二酸化窒素が0.117~0.272ppmで、中央公害対策審議会の答申による短期曝露の指針値(0.1~0.2ppm)を上回り、浮遊粒子状物質が0.051~0.091mg/m<sup>3</sup>で、環境基準(0.20mg/m<sup>3</sup>以下)を満足すると予測している。これらに対し、排出ガス対策型建設機械の使用、稼働台数の集中回避等の環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の大气環境に著しい影響を及ぼさないとしている。

また、工事用車両等の走行に伴う長期将来濃度の最大値は、二酸化窒素(日平均値の年間98%値)が0.055~0.063ppm、浮遊粒子状物質(日平均値の2%除外値)が0.084~0.090mg/m<sup>3</sup>で、二酸化窒素は環境基準を超え、浮遊粒子状物質は環境基準を満足すると予測しているが、工事用車両等による二酸化窒素の年平均濃度への付加率は0.9%以下と予測している。これらに対し、最新排出ガス規制適合車の使用、工事用車両の集中回避等の環境保全のための措置を講ずることから、工事用車両ルート沿道の大气環境に著しい影響を及ぼさないとしている。

一方、供用時における設備機器(ボイラー)の稼働に伴う二酸化窒素の長期将来濃度(日平均値の年間98%値)は0.057ppmで、環境基準を満足すると予測している。また、短期将来濃度(1時間値)の最大値は、高濃度が出現する一般的な気象条件時で0.070ppm、

建築物によるダウンドラフト時で 0.136ppm となり、短期曝露の指針値を下回ると予測している。さらに、低NOxバーナーの採用、設備機器の整備、点検の徹底等の環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の大气環境への影響は少ないとしている。

しかしながら、建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の短期将来濃度が、短期曝露の指針値を上回り、また、工事用車両等の走行に伴う二酸化窒素の長期将来濃度が環境基準を超えると予測していることから、窒素酸化物の排出量をさらに低減するため、考えられる種々の方策を組み合わせるなど、低減対策を徹底すること。

## イ 緑

### (ア) 緑の質

本計画における植栽予定樹種は、計画地の環境特性等に適合し、また、植栽土壌の整備も行うことから、緑の適切な回復育成を図ることができるとしている。

しかしながら、潜在自然植生による予測については、過去の資料により調査を行い、その結果により植栽予定樹種の適合性を予測しているが、土地利用等の変更により過去の潜在自然植生が変化している可能性があることから、条例評価書の段階で、計画地及び周辺地域の樹木の生育状況等と過去の潜在自然植生を比較検討することにより、現在の潜在自然植生を推定し、予測すること。

また、樹木の植栽にあたっては、その時期、養生等について十分配慮すること。

### (イ) 緑の量

本計画における緑被率は約 25.3%で、地区別環境保全水準(25.0%)を満足している。また、地域景観のシンボルとなり、ヒートアイランド対策の一助ともなる大景木を多く導入して早期緑化を図るとともに、高木、中木、低木、地被類を適切に組み合わせ特徴ある緑を創出することから、緑の適切な回復育成を図ることができるとしているが、事業の実施に際しては、植栽する樹木の適正な管理、育成に努めること。

### (ウ) 植栽土壌

本計画では、植栽基盤の整備に必要な土壌量約 6,200m<sup>3</sup>を上回る良質な客土約 7,000m<sup>3</sup>を使用するとともに、川崎市緑化指針の植付け方法に基づいた植栽を行うことから、緑化地の土壌環境は植栽基盤として良好なものとなり、緑の回復育成に係る適正な土壌の回復を図ることができるとしているが、土壌整備の実施にあたっては、樹木の育成を支える十分な土壌厚の確保について、市関係部署と協議すること。

## ウ 騒音

建設機械の稼働に伴う騒音レベルの最大値は、敷地境界線において63.0デシベルで、環境保全目標(85デシベル以下)を満足すると予測し、さらに、低騒音型の建設機械の使用、稼働台数の集中回避等の環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

また、工事用車両等の走行に伴う等価騒音レベルは、ピーク日において67.1~74.3デシベルで、複数の地点で環境基準(昼間:70デシベル以下)を超えるものの、当該予測地点は一般交通のみによる等価騒音レベルでも環境基準を超えており、工事用車両等による騒音の増加は0.2デシベル以下と予測している。これに対し、工事用車両の集中回避等の環境保全のための措置を講ずることから、工事用車両ルートに沿道環境に著しい影響を及ぼさないとしている。

一方、供用時における設備機器(排気ファン、冷却塔等)の稼働に伴う騒音レベルの最大値は、敷地境界線において昼間が48.0デシベル、朝・夕及び夜間が32.5デシベルで、環境保全目標(昼間:65デシベル以下、朝・夕:60デシベル以下、夜間:50デシベル以下)を満足すると予測し、さらに、騒音の大きな設備機器については、消音器や防音ボックスによる対策を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

しかしながら、設備機器の稼働に伴う騒音の予測においては、計画地西側及び東側の予測地点の設定方法に課題が認められることから、条例評価書の段階で適切な予測地点を設定して予測及び評価を行い、その結果を明らかにすること。

また、計画地及び工事用車両ルートが住宅等に近接していることから、建設機械の稼働において杭頭処理等の大きな騒音が想定される作業については、作業の平準化、防音パネル等の設置等、騒音の低減策を徹底するとともに、工事用車両等の走行に伴う騒音については、工事用車両ルート沿道の複数の予測地点で、環境基準を超える状況下であることを考慮し、工事用車両の過度な集中を回避するため、運行管理を徹底するなど、考えられる種々の方策を組み合わせ、騒音の低減対策を徹底すること。

さらに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等については、工事着手前に周辺住民等への周知を図ること。

## エ 振動

建設機械の稼働に伴う振動レベルの最大値は、敷地境界線において48.0デシベルで、



環境保全目標（75 デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、低振動型の建設機械の使用、稼働台数の集中回避等の環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

また、工事用車両等の走行に伴う振動レベルは、ピーク時において 42.0～52.3 デシベルで、環境保全目標（70 デシベル以下）を満足し、さらに、工事用車両の集中回避等の環境保全のための措置を講ずることから、工事用車両ルートの沿道環境の保全に支障はないとしている。

一方、供用時における設備機器（プレス機、射出成形機等）の稼働に伴う振動レベルの最大値は、敷地境界線において 56.0 デシベルで、環境保全目標（昼間：70 デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、防振ゴム等による防振対策を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

しかしながら、建設機械の稼働に伴う振動の予測及び評価については、周辺への影響が最大となる建設機械の配置を考慮して予測及び評価を行い、その結果を条例評価書で明らかにすること。

また、計画地及び工事用車両ルートが住宅等に近接していることから、工事の実施にあたっては、低振動型建設機械の使用、工事用車両の過度な集中の回避等、振動の低減策を徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等については、工事着手前に周辺住民等への周知を図ること。

## オ 廃棄物

### （ア）一般廃棄物

本計画の供用時における事業系一般廃棄物の年間発生量は、紙類が 350 トン、厨芥類が 38 トンと予測し、これらに対しては、適切な規模で設置するリサイクルセンター（保管場所）に分別して集積及び保管した後、紙類については再資源化業者に委託して再生利用し、厨芥類については川崎市の許可を受けた業者に委託して、適正に処理するとしている。さらに、廃棄物の発生量を極力低減するために、廃棄物の減量化及びリサイクルの推進に努めるとともに、従業員に対する環境教育を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしており、この評価は概ね妥当である。

### （イ）産業廃棄物

本計画の工事中に発生する産業廃棄物は、建設汚泥が約 74,000 トン、コンクリート

がらが851ト等と予測し、また、供用時に発生する産業廃棄物は、廃プラスチック類、廃油・廃酸・廃アルカリ、汚泥等で、年間370トと予測している。これらに対し、有価物化による発生抑制に努めるとともに、分別排出を徹底し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、極力、再利用や再資源化が可能な方法により適正に処理するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価は概ね妥当であるが、産業廃棄物の再利用及び再生利用の具体的な方法については、その内容を市に報告すること。

#### (ウ) 建設発生土

本計画の工事に伴う建設発生土は約245,700m<sup>3</sup>と予測し、このうち、約5,400m<sup>3</sup>は計画地内の埋め戻し土として再利用し、その他は、計画地外で再利用するほか、処分先を指定して適正に処理するとしている。さらに、搬出運搬にあたっては、荷崩れや飛散を防止するため荷台カバーの着用を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価は概ね妥当であるが、処理する建設発生土については、再利用等を含めた処理方法について、その内容を市に報告すること。

#### カ 景 観

本計画では、建築物が周辺に与える圧迫感を低減するため、建築物を計画地の中央に配置することにより周辺にオープンスペースを設け、また、緑の連続性に配慮した特徴ある植栽帯を配置し、計画地の東側に隣接する川崎駅西口大宮町都市景観形成地区との調和に配慮したデザインや色彩を採用するなどの環境保全のための措置を講ずることから、川崎駅周辺の都市景観との調和が保たれるとしているが、建物のデザイン、外壁の色彩等については、市関係部署と十分協議すること。

#### キ 日照障害

本計画は、法令等の日影規制を満足するとともに、冬至日の地盤面において周辺住居に及ぼす日影時間を最大で2時間未満となるように、建築物の配置、形状等に配慮するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の住環境に著しい影響を与えることはないとしている。

しかしながら、冬至日において周辺の地盤面における日影の影響が比較的大きくなる

建物に対しては、その影響の程度について説明すること。

#### ク 電波障害

本計画に伴うテレビ受信障害に対しては、障害の実態調査を行い、その内容に応じて共同受信施設の設置や受信アンテナの改善等の原状回復措置を講ずるとしており、また、原状回復措置の方法、時期、範囲等については、関係者と十分な協議を行い、必要な対策を実施することから、良好な受像画質が維持され、現状を悪化しないとしているが、障害が発生したときの問合せ窓口を関係住民に明らかにし、その対策については確実に実施すること。

#### ケ 風 害

本計画では、建築物を計画地の中央に配置して周辺にオープンスペースを設けることにより、建築物完成後においても地域全体の風環境に大きな変化はなく、住宅地や市街地としての風環境になると予測している。さらに、計画地の北側、南側及び東側の外周部には、常緑高木を取り入れた植栽帯を設けるなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしており、この評価は概ね妥当である。

#### コ 地域交通（交通混雑、交通安全）

交通混雑については、工事用車両等の走行に伴う交通混雑度はピーク日ピーク時間において0.17~0.50、交差点飽和度は0.35~0.84で、円滑な交通量の処理が可能とされる交通混雑度1.0及び交通量の処理が可能とされる交差点飽和度0.9を下回ると予測している。さらに、工事用車両等が特定の時間帯に集中しないよう管理するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

また、交通安全については、工事用車両等の走行ルートは交通安全施設が整備された道路であり、計画地の出入口に交通整理員を配置するなどの環境保全のための措置を講ずることから、歩行者の安全が確保されるとしている。

一方、供用時の歩行者の通行については、従業員の通勤がピークとなる時間帯においても、すべての予測断面でサービス水準A（制約や困難のない自由な歩行が可能となる水準）と予測し、さらに、通勤経路を指定し、社内広報により周知するほか、歩行者マナーの教育を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺道路の歩行者の流れに支障はないとしている。

しかしながら、工事にあたっては交通安全対策を最優先するとともに、事前に周辺住民等に対し工事説明等を行い、交通安全対策や工事中の問合せ窓口等について、周知を徹底すること。

#### サ 安全（火災爆発等）

本計画では、化学物質、危険物、劇物及び高圧ガスを取り扱うことから、関係法令を遵守した各種安全対策を講ずるとともに、社内システム（化学物質統合管理システム）を活用した自主的な管理、社内組織体制（環境保証実行管理委員会等）による運営管理を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、人の健康の保護と安全確保に必要な事故防止及び安全管理が図られるとしている。

この評価は概ね妥当であるが、化学物質等による環境リスクを低減するため、有害性や危険性が低い物質への転換の検討を進めること等により、有害性や危険性のある化学物質の取扱量の削減等に努めること。

( 3 ) 環境配慮項目に関する事項

条例準備書に記載した「地球温暖化」、「酸性雨」、「有害化学物質」、「資源」及び「エネルギー」の各項目における環境配慮の措置については、その積極的な取り組みを図るとともに、具体的な実施の内容について、市に報告すること。

( 4 ) 事後調査に関する事項

事後調査については、建設時の「大気質」、「騒音」及び「振動」を、また、供用時の「緑」を行うとしているが、個別事項で指摘した内容を踏まえ、目的を明確にして計画的な事後調査を行うこと。

また、事後調査の結果、条例準備書で予測した数値を超えること等により、環境の保全に支障が生ずる場合は、速やかに市に連絡するとともに、適切な環境保全のための措置を講ずること。

### 3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続き経過

- 平成17年1月25日 指定開発行為実施届及び条例方法書の受理
- 2月 2日 条例方法書公告、縦覧開始
- 3月10日 市長から審議会に条例方法書について諮問
- 3月18日 縦覧終了、意見書の締切り
- 縦覧者 27人
- 意見書の提出 なし
- 4月26日 審議会から市長に条例方法書について答申
- 5月13日 条例方法審査書公告、指定開発行為者あて送付
- 5月30日 条例準備書の受理
- 6月 8日 条例準備書公告、縦覧開始
- 7月22日 条例準備書縦覧終了、意見書の提出締切り
- 縦覧者 8名
- 意見書の提出 なし
- 7月28日 市長から審議会に条例準備書について諮問
- 9月 1日 審議会から市長に条例準備書について答申

#### 4 川崎市環境影響評価審議会の審議経過

- 平成17年 3月10日 市長から「(仮称)キヤノン柳町プロジェクトに係る条例環境影響評価方法書の審査について」審議会あて諮問
- 3月14日 審議会(現地視察)
- 3月29日 審議会(条例方法書事業者説明及び審議)
- 4月25日 審議会(条例方法書答申案審議)
- 4月26日 審議会から「(仮称)キヤノン柳町プロジェクトに係る条例環境影響評価方法書の審査結果について」市長あて答申
- 7月28日 市長から「(仮称)キヤノン柳町プロジェクトに係る条例環境影響評価準備書の審査について」審議会あて諮問
- 8月 1日 審議会(条例準備書事業者説明及び審議)
- 8月31日 審議会(条例準備書答申案審議)
- 9月 1日 審議会から「(仮称)キヤノン柳町プロジェクトに係る条例環境影響評価準備書の審査結果について」市長あて答申